

那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会 設置要綱

平成25年12月16日制定

(設置)

第1条 那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書に基づき内閣府沖縄総合事務局及び国土交通省大阪航空局が事後調査及び環境監視調査を行うにあたり、高度な技術的・専門的判断や検討内容の合理性・客観性を確保するため、那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、環境影響評価書に基づく事後調査及び環境監視調査の実施に関する技術的・専門的な以下の事項について、指導・助言を行う。

- (1) 事後調査及び環境監視調査の調査手法等や調査結果に係る事項
- (2) 監視基準に係る事項
- (3) 移植及び順応的管理に係る事項
- (4) その他技術的・専門的検討に係る事項

(組織)

第3条 委員会は、別紙に掲げる学識経験者や有識者等で構成する。

- 2 委員会には、委員長をおく。
- 3 委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。なお、委員長がその職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、事後調査及び環境監視調査終了までとする。

- 2 委員会が必要と認める場合においては、さらに継続できる。

(委員会の運営)

第5条 委員会の会議は、事務局が招集し、委員長が運営する。

- 2 委員会の会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の会議には、沖縄総合事務局、国土交通省大阪航空局が出席できる。
- 4 委員会の会議には、委員長の了承のもと、必要に応じて委員以外の学識経験者や有識者等を出席させることができる。

(公 開)

第6条 委員会資料、会議の内容及び会議は、公開を原則とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室（空港整備課）及び国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課とする。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

本要綱は、平成25年12月16日から施行する。

別紙

那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会委員

| | | |
|-----|-----|---|
| 大森 | 保 | 琉球大学 名誉教授 |
| 岡田 | 光正 | 放送大学 理事・副学長 |
| 香村 | 眞徳 | 琉球大学 名誉教授 |
| 桑江 | 朝比呂 | 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸環境研究グループ長 |
| 鈴木 | 武 | 国土交通省 国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部長 |
| 津嘉山 | 正光 | 琉球大学 名誉教授 |
| ◎土屋 | 誠 | 琉球大学 名誉教授 |
| 仲村 | 一郎 | 琉球大学 農学部 助教 |
| 山里 | 祥二 | NPO 法人 コーラル沖縄 代表 |
| 大城 | 浩 | 豊見城市役所 市民健康部長 |
| 玉寄 | 隆雄 | 那覇市役所 環境部長 |

(◎は委員長)